

第 1 2 回

開催日時	平成25年8月1日（木）19:00～20:30		
開催場所	茨城町役場 2階 大会議室		
出席者	委 員	小林一裕, 吉岡誠, 石川祐一, 望月昇, 佐藤和彦, 廣戸隆, 中村忍, 和家貴之, 山西正樹, 江幡光陽, 中村敬治, 佐藤加代子, 萩谷元男, 坂本孝一, 郡司邦子, 上田明美, 佐藤方彦, 山口美知子, 美野田龍敬, 小貫和通, 海老澤忠 (敬称略, 順不同)	
	傍聴者	0名	
	その他	鈴木教育長, 村田教育次長	
	事務局	学校教育課再編担当	
会議次第	【議事】 1 校歌について 2 校章について 3 スクールバスについて 4 その他（次回開催等について）		

第12回 茨城町立中学校統合準備委員会 会議要旨

1 開会

2 委員長あいさつ

第12回目の統合準備委員会を開催することになった。本日は、皆様から多くの意見をいただき、地域に住む方々の思いが協議に反映されるよう、そして円滑な協議ができるよう皆様にお願ひし、委員長あいさつとする。

3 教育長あいさつ

御多用の中、お集まりいただきありがとうございます。委員会の開催回数は12回目を数え、皆様には、申し訳ない気持ちと感謝の気持ちで一杯である。

本日の議題は、校歌、校章及びスクールバスであり、非常に重要な協議に差し掛かかってきた。皆様から多くの意見をいただき、それらを十分に聴きいれながら協議を進めたいと考えている。

当町は、茨城大学と戦略的地域連携プロジェクト事業に取り組んでいるが、その一環として、桜丘中学校と梅香中学校の統合においても、様々な面で協力をいただいている。そして、統合の経過を記録として残したいという話をいただいております。ここでの協議の内容が町内は元より、多くの方に紹介してもらえるのではないかと期待している。そうした話があることも含みおきいただきながら、今後の協議を進めていただければ幸いです。

4 議事

議事（１）校歌について

委員長

それでは、議事に入ります。

議事（１）校歌について、事務局からの説明を求めます。

事務局

前回の協議で、茨城大学の田中教授に校歌の制作を依頼することが決定したため、6月12日（水）に田中教授のもとを訪ね、校歌の制作を依頼した。田中教授が作曲し、作詞家については、田中教授から紹介していただけるという話になり、作詞は、茨城大学の橋浦洋志教授に依頼することになった。

6月21日（金）に橋浦教授のもとを訪ね、募集したフレーズを手渡し、それを参考にして作詞していただくよう依頼した。その際、橋浦教授から現地視察をしたいとの申し出があったため、6月24日（月）に桜丘中学校の敷地内外を視察していただいた。

現在、作詞に着手しているところであり、8月中旬には完成する予定である。詞ができ次第、作曲に着手するということであるが、候補曲として、典型的な校歌の曲調ものと今様な曲調のもの、2曲をつくっていただくことになった。候補曲を皆様に試聴してもらい、いずれか一方を選択する予定である。

その後、楽譜とコードネームが書かれたＣメロ譜、校歌斉唱時に使用するピアノ伴奏譜、各楽器パート用に書かれた吹奏楽譜を制作していただけるということである。また、予算的に支障がないことから、サンプル音源（ＣＤ）を作成する予定である。

校歌制作については、年内に全てが完了するよう作業を進めていきたい。

委員長

議事（１）校歌について、事務局からの説明が終わりました。作詞・作曲ともに、茨城大学の教授に依頼したということである。

さて、典型的な校歌、今様な校歌と説明があったが、それぞれどのようなイメージなのか。

事務局

典型的な校歌とは、従来の一般的な曲調の校歌、今様な校歌とは、今風の少しアップテンポな曲調の校歌だと思う。田中教授から、典型的な校歌と今様な校歌の2曲をつくると説明されたが、正直なところ専門的ことはよく分からない。

委員長

現地視察をしたということだが、その際、橋浦教授はどのような感想を述べていたか。

事務局

現地視察の前に、当町のイメージをある程度持っていたようで、実際に足を運び、ほぼイメージ通りの風景だという話をしていた。また、その時点で、歌詞はある程度思い浮かべているという話であった。

委員長

皆様からも意見・質問等があれば伺いたい。

委員

詞は何番までつくるのか。

事務局

正式に確認していないが、3番まで作詞するという話である。

委員

出来上がった2曲の中から、統合準備委員会でいずれかの曲を選択するという説明であったが、生徒達の意見は聴かないのか。

事務局

統合準備委員会で決定しようと考えていたが、もし、時間的に余裕があり、生徒達の意見も聴くべきだということであれば、そのような機会を確保したい。

委員

募集したフレーズは、詞に反映されるのだろうか。

事務局

募集したフレーズには、統合中学校に対する多くの思いが込められているため、出来る限りそれらを参考にしながら作詞してほしいと依頼した。全て反映されるかといえば難しいだろうが、出来る限り反映してほしいと依頼はした。

議事（2）校章について

委員長

議事（2）校章について、事務局からの説明を求めます。

事務局

前回、投票によって候補を4点に絞り込み、それらを専門家である道川さんに補正してもらい、そのデザインを見て最終選定することとなった。補正された作品は資料のとおりである。補正にあたっては、見え方が同じになるような修正はしたが、オリジナル性が失われぬよう配慮し、作品そのものには大きな手を加えていないということである。

本日は、この中から1点を選定したい。事務局としては、1人1点ずつ投票してはどうかと考えているが、選定方法については、皆様の協議によって決定してもらいたい。選定された作品は、再度道川さんにデザイン補正してもらおう予定である。

委員長

議事（2）校章について、事務局からの説明が終わりました。

残っている候補は4点である。挙手で意思表示するより、校名選定の時と同様に、無記名投票の方が公平だと思うが、この提案に異議はありませんか。

ー異議なしー

委員長

それでは、投票を実施する。

《最終投票》

■投票方法 4点の作品の中から1人1点を投票（無記名投票）

■投票結果 1位：8票，2位：5票（2点），4位：3票

委員長

投票の結果、この作品を校章とすることに決定する。

事務局

それでは、この作品を再度補正してもらい、完成したものを皆様に確認してもらうこととする。

委員長

仕上がりは、いつになるのか。

事務局

次回の委員会で、皆様にお見せできると思う。

ただいまの投票でこの作品が選定されたが、道川さんに再補正を依頼するにあたり、ここを直した方が良いなどの意見があれば伺っておきたい。

委 員

桜と梅の葉は、ここまでギザギザしていないと思うので、葉の輪郭をもう少し丸めた方が良いのではないか。

委 員

「中」という文字を、青葉の「青」に変えることはできないか。

委 員

梅の花びらが真ん丸なので、もう少し梅の花びららしく修正できないか。

委員長

それでは、これらの意見を道川さんに申し入れてください。

事務局

はい。

議事（3）スクールバスについて

委員長

議事（3）スクールバスについて、事務局からの説明を求めます。

事務局

前回、利用対象基準については、明光中学校で最も遠くから通学している生徒の通学距離である9.5kmを基準として、青葉中学校でそれより遠い地区を対象とする事務局案を提示した。改めて

その提案理由を説明したい。

基本的な考え方として、まず、中学校統合の翌年度には、統合小学校向けスクールバスが導入され、バスの共用が可能であること。2点目に、明光中学校にも同等の遠距離通学者がいること。3点目に、スクールバスの導入が、当町で初の試みであることから、統合初年度を試験的な期間と位置づけ、不具合を検証しながら、翌年度の本格的な運行に結びつけるということ。初年度は、青葉中学校及び明光中学校の双方に対する影響をできる限り回避し、必要最低限の導入に留めるべきとの判断から前回の提案に至った。明光中学校も含めた町内のバランスを考え、保護者の理解が最も得られるであろうという判断から提案したわけであるが、異論反論は当然あると思う。

本日は、事務局案以外の考え方も含め、どのようにスクールバスを導入すべきか、忌憚のない意見をいただきたいと考えている。利用対象基準が定まらないことには、バスの台数、利用者負担金といった詳細な事項についても検討できないため、まずは、対象基準について協議願いたい。

委員長

議事（3）スクールバスについて、事務局からの説明が終わりました。

統合初年度は、試験的な期間と位置付けているということだが、これはどういう意味なのか。

事務局

スクールバスの導入は、当町で初の試みであること、さらに、統合翌年度の統合小学校向けスクールバスを共用することをふまえると、翌年度の本格的なバス導入時に円滑な運行ができるよう、初年度は、不具合の検証をしながら運行するという意味で、試験的な期間として位置付けた。

委員

9.5kmという距離は、明光中学校の最長通学距離をふまえての基準であるが、ここで協議しているのは、あくまでも桜丘中学校と梅香中学校の統合に関する問題である。青葉中学校に焦点を絞った場合、統合によって通学距離が延びるのは梅香学区の沼前地区のみであり、9.5kmを基準とすれば、沼前地区の利用者が当然多くなる。一方、桜丘学区は、統合しても通学距離は変わらないわけだが、桜丘学区で最も遠いと思われる南川又や木部の方は、青葉中学校までどれぐらいの距離があるのか。

また、地区懇談会で、遠距離通学の生徒はさることながら、そうではない生徒であっても希望者については、スクールバスを利用させてほしいという意見があった。基準を決めるにあたり、どのような視点から決定したのかを関係者に説明していかないと、多くの方の理解を得るのは難しいと考えている。

事務局

桜丘学区で最も遠いのは木部南部であり、旧美野里町との境界から青葉中学校までの実測距離は約9kmである。

委員長

宮ヶ崎の方はどうなのか。

事務局

9km以上ある。

委員

桜丘学区で最も遠い地区が9.0kmならば、それより遠くから通う梅香学区の生徒を対象として、試験的にバスを運行してはどうか。

事務局

統合しても距離が変わらない桜丘学区の生徒には、これまでと同様に通学してもらい、梅香学区の9.0km以上の生徒を対象として、バスを運行するというのは1つの案だと思う。

委員

私は、PTA会長をしているので、周囲からスクールバスの協議の状況を聴かれることがあるのだが、これまでに何もまとまっていなかったため、何も話すことができない。今日は、距離による基準でも何でも良いから何か1つは決定し、それを持ち帰りたいと考えている。

事務局

前は、正直言ってそれほど多くの意見が出てこなかったが、今日は、とにかく多くの意見をいただき、それに少しでも沿えるような案をまとめていければと考えている。

委員

地区懇談会で、登下校時にそれぞれ2回運行できないかという意見があった。他の自治体では、登校時に1回、下校時に2回運行するのが一般的なようだが、それでは朝練に行く生徒は利用できない。他の状況がどうあれ、当町では登下校時にそれぞれ2回運行してもらいたい。そうすることで、利用希望者が増えるかもしれない。

委員

話したいことが2点ある。1点目は、地区懇談会において、スクールバスの導入と並行して、通学路の整備も併せてお願いしたいという意見があったということ。2点目は、初年度については、試験期間だということであるが、試験的に運行するのならば、何を検証するのか明確にしておくべきだということ。例えば、登下校時にそれぞれ2回運行できないかという意見があったが、まずは、登校時に1回運行する方式を試してみて、やはり朝練に対応するにはもう1便必要だとなれば、運行回数を2回に変更する。また、季節によって日照時間は異なるため、季節によって運行時間を変える必要があるかなど、1年間で何を試すのか明確にしておくべきである。

委員

色々な意見があると思うが、対象基準が決まれば、詳細は後から固まると思う。まずは、事務局から提案された9.5kmの案を基に、各々の意見を交わしていけば協議が進展するのではないかと。

委員長

まずは、9.5kmの案を基に、意見を交わすべきだということですね。本日中に、対象基準は決定しなければならないと考えている。

委員

9.5km以上を対象地区とする場合、上野合学区では生井沢地区のみが対象になる。しかし、初年度の生井沢地区の生徒が、仮に1人しかいないという場合に、その1人のために生井沢地区へスクールバスを運行するのは非効率的であり、その際には個別の協議が必要だと思う。そのようなこ

とを想定すると、上野合学区の住民としては、初めから上野合学区は対象外だと明確にしてもらった方が踏ん切りがつく。上野合学区の生徒は、県道を通って青葉中学校に向かうため、道路や防犯灯が適切に整備されれば、通学の安全性は確保されると思う。

私としては、距離でも何でも良いから、本日中に何らかの基準を決定してほしい。

委員

私は、統合によって、通学距離が大きく変わるのは沼前学区だけということを考えれば、沼前小学校から青葉中学校までの約6kmの区間に、スクールバスを運行すれば良いと考えている。沼前小学校を集合場所にして、各自そこまでは自転車で集まり、そこから青葉中学校まではバスで通学する。下校時も、青葉中学校から沼前小学校まではスクールバスを利用し、そこから先は自転車で帰る。

この方式であれば、現時点でも、沼前学区の生徒達から、スクールバスの利用希望をとることができる。さらに、この区間に限定して運行すれば、1台で登下校時にそれぞれ2回運行することが可能ではないかと考える。いくつかの地点へ生徒を送迎する場合、停留所の問題が浮上する。停留所の数と場所次第で、バスの巡回時間は大きく変わり得る。

試験的に運行するのならば、初年度はそのように運行し、翌年度に統合小学校向けスクールバスが導入される際、様々な共用案を検討すれば良いのではないかと考える。

委員長

停留所については、確かに大きな問題である。したがって、沼前小学校に集合し、そこからスクールバスで通学するというのも1つの方法である。

教育長

沼前小学校から青葉中学校までの距離は約6kmである。その方式だと、沼前地区以外で通学距離が6km以上の生徒については、どうするのかという新たな問題が生じますね。

委員

確かにそうであるが、初年度はあくまでも試験的な期間と位置付けるのであれば、まずは、沼前学区の希望者を対象に1年間運行し、実際にどの程度のバス需要があるのかを検証し、翌年度に、統合小学校向けスクールバスの共用を図る中で、その他の地区にも運行範囲を拡大すべきか検討できると思う。先程、桜丘学区の最長通学距離である9.0kmの話が出たが、上野合学区において9.0kmを超える生徒がほとんどいない現状を考えれば、9.0kmを超える生徒が多数いる沼前学区に焦点を絞り、バス需要がどの程度あるかを確認しながら、試験的に運行すべきではないかということである。翌年度以降も、沼前学区以外にはスクールバスを運行しないということではない。

教育長

なぜ、対象者を沼前学区の希望者とすべきなのか、その点についてもう一度説明してほしい。

委員

対象基準を9.0kmとする案でも良いと思うが、9.0km以上の生徒を送迎するには、宮ヶ崎や網掛など、各地区のバス停をどこに設置するかという問題がある。さらに、翌年度には、小学生用のバス停をどこに設置するかという問題も発生する。そのため、初年度については、駐輪場が確保

できる沼前小学校を集合場所とすれば、それらの問題を解消できると考えた。

委員

例えば、基準を6.0km以上とすると、対象者数はかなり増えると思う。それに必要な台数の導入を、町として想定しているのか。

事務局

基準を6.0km以上にすれば、必要となる台数は当然増える。また、一定の時間以内に生徒を送迎すること、さらに、朝練に対応するために、登校時に2回運行することなど、あらゆることに対応するにつれて、必要な台数は増加するものとする。

したがって、初年度は、不十分な点があるかもしれないが試験的に運行し、翌年度に、統合小学校向けスクールバスを共用する中で、運行を本格化できればと考えている。

教育長

なぜ、スクールバスの導入を検討しているのかといえば、通学の安全確保はさることながら、統合に起因する遠距離通学者を救済するためである。したがって、統合しても、桜丘学区と梅香学区の双方から見て、互いに平等な通学距離に収まる生徒達は良いとして、そこから外れて遠距離通学を強いられる生徒達については、スクールバスで救済する必要があるというのは当然の考え方である。

また、朝練に対応するため、登校時に2回運行すべきではという意見が出ているが、これについては、同じ中学校において、朝練がある部活動とない部活動があるという学校の体制に起因しており、本来ならば、中学校において一律に対応されるのが望ましい。ただし、季節や天候によって一律にならないものもあるため、例えば、早く登校して勉強をするなり、課外活動をするなり、少し早い時間に登校させることが可能なのであれば、そうした対応を検討しても良いのかと考えている。

委員

ただいま話があったように、統合に起因する遠距離通学者を救済するのならば、桜丘学区の最長通学距離である9.0kmを基準として協議すべきではないか。

委員

概ね意見は出尽くしたと思うので、いつまでも距離について議論していても仕方がない。事務局案やこれまでの意見を集約し、1度まとめてみてはどうか。

委員長

これまでの意見を総合すると、距離については9.0kmが基準ですね。9.0km以上の地区にはスクールバスを導入し、初年度は試験的に運行するという事でまとめさせてもらいたい。そして、これまでの意見を集約し、次回、事務局から案を提示してほしい。

事務局

これまでの協議により、利用対象基準は9.0km以上に決定した。事務局からは、明光中学校との兼ね合いを考慮し、9.5kmを基準とした案を提示したが、皆様の意見を聴くにつれ、確かに桜丘学区と梅香学区に焦点を絞り、両校の状況を比較検討することが基本なのかと再考させられた。

本日は、この決定を持ち帰り、登校時に2回運行できないか、さらに、その他の意見もふまえて、

少しでも皆様の意向に沿える案を次回提示したいと考えている。

教育長

1点だけよろしいか。利用対象基準は9.0km以上と決定したが、例えば、近所に一緒に帰る生徒が1人もおらず、たった一人で8.5kmの距離を帰る生徒がいるかもしれない。仮に、その生徒が、スクールバスで通学したいと希望した場合に、安全面への配慮からバスに乗れるようにするなど、条件によって柔軟な対応がとれないかということも検討してほしい。

委員長

それは、常識的に考えて当然なことであり、協議するまでもなく皆様も了承すると思う。当町は田舎であり、住宅が点在する地区があるので、大局的に考えて了承してほしい。

再度確認するが、対象基準は9.0km以上とし、統合初年度はスクールバスを試験的に導入する。詳細については、事務局で案を作成し、今回の協議で提示する。それでよろしいか。

—異議なし—

委員長

それでは、次回、事務局から案を示してほしい。

委員

桜丘学区で、スクールバスの導入と並行して、通学路を整備してほしいという要望があったということであるが、沼前学区でも、防犯灯を整備してほしいという要望があった。防犯灯を設置し過ぎると、電気代がかかるという方もいるのだが、地域で子供達を守るという視点から、子供達の安全のためには、多少の電気代は仕方なかろうという意識を持ってもらえるよう、区長会長でもある委員長から折に触れて話をしてほしい。

委員長

それについては、区長会から既に要望をしている。道路整備等は、一度にできるものではないが、通学の安全確保は重要な問題であることから、個人的にではなく組織として要望していく。

委員

通学路の安全については、議会でも再三意見が出ている問題である。これは、町として、年次的に対応すべき問題である。

委員長

今回の要望は、改めて議会等へ申し述べたいと思う。

委員

統合準備委員会から、通学路の整備を要望するにあたり、要望以上に拘束力のある手続きはあるのか。

委員長

議員を仲介した陳情という方法があるが、陳情の方が要望よりは強いのではないか。

委員

そのぐらいのことはして、計画的に整備を進めるべきである。

委員

ただ、何十年もほとんど変わっていないのではないか。

委員

これまでの状況はそうかもしれないが、今回は、統合という大きな改革があるのだから、それに併せて整備を進めるべきである。他の議員も皆、そういう考えを持っている。

委員長

将来を担う子供達の安全に直結する問題であることから、議員の皆様には強くお願いしたいと思う。

委員

この件については、統合準備委員会、議会、そして行政も全て前向きということですね。

委員

教育委員会も同じ考えでしょう。要望は既に行っていると思う。

委員長

議会、区長会、教育委員会など、皆が力を合わせ、一体となって取り組もうとしている姿勢を、地域の子供達に示していかなければならない。

議事（４）その他（次回開催等について）

事務局

スクールバスについては、利用対象基準を9.0km以上として、少しでも皆様の意向に沿えるよう内部検討を重ね、素案作成を進めていきたい。校章については、近日中に、専門家へ最終的なデザインの補正を依頼する。

次回の開催日程は、9月上旬を予定している。